

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊捜一第256号

令和5年7月12日

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達）

見出しのことについては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が令和5年6月23日に公布され、改正法第1条による改正後の刑法及び性的姿態撮影等処罰法第2章の罰則規定については令和5年7月13日から施行されるが、改正規定等の運用上の留意事項等について、警察庁から別添「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達）」（令和5年6月23日付け警察庁丁捜一発第90号ほか）のとおり示されたので、関係規定の適切な運用等を推進されたい。

※ 警察庁通達「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。